

PASMO マイナポイント加算サービス規則

サービスの概要

第1条 PASMO マイナポイント加算サービス（以下「本サービス」という。）は、総務省の推進するマイナポイント事業（以下「本事業」という。）に基づき、株式会社パスモ（以下「当社」という。）と会員契約を行った PASMO 取扱規則に定める使用者が PASMO を使用してチャージした場合に、そのチャージ額に応じて当社が会員に対して PASMO マイナポイントを加算し、当社所定の方法によりバリューを還元するサービスである。

目的

第2条 本規則は、当社が提供する本サービスについて定めたものである。

契約の成立・適用範囲

第3条 本サービスの会員契約は、会員希望者（日本在住者に限る。）が第 5 条第 1 項第 6 号に定める会員サイトにおいて本規則を承認かつ同意し、当社が定めた手続きに基づいて会員登録を行ったときに当社と会員の間において成立する。

2. 本規則に定めのない事項については、法令及び PASMO 取扱規則等の当社が定める規則の定めるところによる。
3. 当社は本規則を会員に通知することなく変更することができる。当該変更は、あらかじめ当社の WEB サイト等で告知する。

対象媒体

第4条 本サービスの対象となる PASMO は、PASMO 取扱規則に定める PASMO（記名 PASMO、無記名 PASMO）のみとし、PASMO PASSPORT 取扱規則に定める PASMO PASSPORT は対象外とする。

2. 本サービスに使用する PASMO は、当社が指定する方法で購入または発行することができる。なお、購入に発生する費用は会員希望者の負担とする。

用語の意義

第5条 本規則における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「会員」とは、第 3 条第 1 項に定めた当社と本サービスの提供にかかわる契約を結んだ者をいう。
- (2) 「アドレス」とは、第 6 号に定める会員サイトに登録したメールアドレスをいう。
- (3) 「パスワード」とは、第 6 号に定める会員サイトに登録したパスワードをいう。
- (4) 「登録 PASMO」とは本サービスの対象となる PASMO であって、会員が本サービスに利用する PASMO として会員サイトに登録した PASMO をいう。
- (5) 「PASMO マイナポイント」とは、本サービスにおいて会員に加算されるポイントをいう。
- (6) 「会員サイト」とは、本サービスの会員専用サイトである PASMO マイナポイント加算サービス会員サイト (<https://www.pasmo->

mynapoint.jp) をいう。

- (7) 「コールセンター」とは第 22 条に定める本サービスに関する問い合わせ窓口をいう。
 - (8) 「仮登録」とは会員が本登録をする前の状態をいう。
 - (9) 「本登録」とは第 7 条第 4 項に定めた手続きが完了した状態をいう。
 - (10) 「PASMO ID 番号」とは、PASMO に表示されている、PB から始まる 17 桁の番号をいう。
 - (11) 「チャージ」とは、PASMO にバリューを加算することをいう。
 - (12) 「マイナポイント事務局」とは、本事業の執行団体である一般社団法人環境共創イニシアチブをいう。
 - (13) 「PASMO の交換」とは、PASMO 取扱規則の第 20 条～第 22 条に定める紛失再発行、障害再発行、PASMO の交換及び移替え、並びに PASMO 取扱規則に関する特約の第 14 条及び第 15 条に定める発行替え、第 18 条に定める再発行をいう。
 - (14) 「登録決済事業者」とは、本事業に参加するキャッシュレス決済事業者としてマイナポイント事務局の登録を受けた事業者をいう。
2. 前項に定めのない用語についてはマイナポイント事業キャッシュレス決済事業者登録要領その他総務省が本事業に関して定める規程及び PASMO 取扱規則等の当社が定める規則の定めるところによる。

入会費等及び通信費等

第6条 本サービスの会員登録や利用にあたって会員又は会員希望者は入会費・年会費等の支払を要しない。

2. 以下の各号に掲げる費用は会員又は会員希望者の負担とする。
 - (1) 本サービスにおいて使用する携帯電話等の端末機器の購入費等
 - (2) 会員サイトやコールセンター等にアクセスする際の通信費
 - (3) PASMO マイナポイントの還元を受けるために発生する交通費
 - (4) その他本サービスの利用にあたり、会員又は会員希望者に発生する費用

会員情報の入力

第7条 会員希望者は、登録したい PASMO の PASMO ID 番号その他当社が会員情報として定めた事項を、会員サイトに正しく入力しなければならない。

2. 第 3 条第 1 項に定める契約が成立したとき、当該会員希望者は会員となる。なお、会員希望者について会員資格喪失事由がある場合等当社が必要と判断した場合、当社は会員登録を拒絶することができる。
3. 1 つの PASMO には複数の会員登録をすることができない。また、会員は複数の PASMO を登録 PASMO とすることができない。
4. 会員は、会員サイトにおける手続きのほか、マイナンバーカードを取得しマイキープラットフォームにおいて、マイキー ID を設定し、かつ、自らが本事業で利用するキャッシュレス決済サービスとして PASMO を選択した上、登録 PASMO の PASMO ID 番号の入力等マイキープラットフォームにて必要とされる情報を入力するものとする。会員は、当該入力後、申込終了の表示が会員のマイキープラットフォームに表示されてからでなければ本サービスを利用することができない。

会員情報の変更

第8条 会員は、会員サイトに登録している会員情報に変更が生じた場合は、会員サイトにて速やかに登録情報の変更手続を行うものとする。ただし会員情報のうち、登録 PASMO については、本登録後は変更することができない。

2. 変更手続を行わなかったことにより、必要な通知が届かない等に起因して生じた会員の損害について、当社はその責めを負わない。なお、本項

は第 20 条による会員資格停止、喪失を妨げない。

アドレス・パスワードの管理

第9条 会員は、アドレス・パスワードを、責任をもって管理するものとする。

2. 会員は、アドレス・パスワードの第三者への貸与、譲渡、名義変更、売買、質入等その他いかなる処分もしてはならないものとする。
3. 当社は、正当なアドレス・パスワードを使用して行われた行為は、そのアドレス・パスワードの会員の行為とみなす。
4. 会員によるパスワードの管理又は誤用に起因して生じた会員の損害について、当社はその責めを負わない。
5. 会員は、アドレス・パスワードが第三者に使用されていることを知った場合は、速やかにコールセンターに連絡し、その指示に従うものとする。

本サービスの実施期間

第10条 本サービスは以下の期間で実施する。

PASMO マイナポイント加算対象チャージ期間（加算期間）：2020年9月1日（火）～2021年3月31日（水）

PASMO マイナポイント還元期間：第13条に定める通知に記載するほか、当社のWEBサイト等に定める。

PASMO マイナポイントの加算

第11条 会員が、第7条第4項に定める申込みの終了以降、加算期間中に登録PASMOに対してチャージした金額を集計し、チャージ金集計額が20,000円に達した場合は、PASMO マイナポイントを5,000ポイント加算する。加算期間中にチャージ金集計額が20,000円に満たなかった場合は、チャージ金額の25%分のPASMO マイナポイントを加算する。この場合小数点以下は切り捨てるものとする。

2. PASMO マイナポイントはチャージ金集計額が20,000円に達した月の末日（達していない場合においては加算期間末日）から3か月経過後のメール送付と同時に加算され、確定する。
3. PASMO マイナポイントの加算は、1つの登録PASMOにつき1回のみとする。
4. 第7条第4項に定める申込みの終了の日に行われたチャージは、申込み終了の前であっても、PASMO マイナポイント加算の対象とする。
5. チャージの後、チャージの取消等によりチャージの効力が失われた場合、当該チャージにかかるPASMO マイナポイントは加算されず、また、加算されたPASMO マイナポイントがあるときは取り消すものとする。
6. PASMO マイナポイント加算の対象となる取引は、現金またはクレジットカードによるチャージのみとする。

チャージ金額およびPASMO マイナポイントの確認方法

第12条 会員は、登録PASMOに月毎にチャージされた金額の総額、加算予定PASMO マイナポイント及び前条により加算されたPASMO マイナポイントを会員サイト及びコールセンターで確認することができる。

2. チャージ金額は月末締めで集計し、翌月に前月分が反映される。そのため、会員サイトやコールセンターでチャージ金額及び加算予定PASMO マイナポイントが確認できるまで最長1か月程度を要する。

通知

第13条 当社は、加算期間中の会員のチャージ金集計額が 20,000 円に達した月の末日（達していない場合においては加算期間末日）から3ヵ月後の日を目処として、加算される PASMO マイナポイントを会員のアドレス宛に通知する。

PASMO マイナポイントの還元方法・場所・時間

第14条 加算された PASMO マイナポイントは、確定した PASMO マイナポイント 1 ポイント=1 円として計算した額を登録 PASMO にチャージすることで還元される。当該還元の期間・場所・時間等の還元方法の詳細については、第 13 条に定める通知に記載するほか、当社の WEB サイト等に定める。

2. 会員は、PASMO マイナポイントの還元を受ける際は、第 13 条に定める当社からの通知が記録された端末若しくは通知に記載されている還元に必要な情報が印刷された紙と、登録 PASMO を、会員本人が還元場所に持参しなければならない。
3. 会員は、確定した PASMO マイナポイントについては、第 13 条で定めた通知メールに記載の還元期間内に限って還元を受けることができる。当社が定めた期間を経過した PASMO マイナポイントは失効する。
4. 会員は、登録 PASMO の残額と確定した PASMO マイナポイントを合算して 20,000 円を超える場合、当該 PASMO マイナポイントの還元を受けることができない。
5. 会員は、確定した PASMO マイナポイントは、還元期間に 1 回のみ一括して還元を受け取ることができる。
6. 確定した PASMO マイナポイントの還元方法は、登録 PASMO へのチャージに限る。
7. 当社は、第 13 条に定める当社からの通知が記録された端末若しくは通知に記載されている還元に必要な情報が印刷された紙と、登録 PASMO を持参した者を会員本人とみなして還元を行う。
8. 第 13 条に定める当社からの通知が記録された端末若しくは通知に記載されている還元に必要な情報の紛失・漏えい等により還元が受けられないことにより生じた損失は会員の負担とする。

カード紛失時等の PASMO マイナポイントの取扱い

第15条 本登録後において無記名である登録 PASMO（ただし、特定携帯情報端末に発行した Apple Pay の PASMO を除く。以下同じ。）を紛失した場合、会員の資格を失い、退会したものとみなす。

2. 無記名である登録 PASMO を紛失した場合、PASMO マイナポイントは加算されず、加算済みの PASMO マイナポイントは失効する。
3. 無記名である登録 PASMO を本登録以降に紛失した場合は、再度会員登録をすることができず、また、他の PASMO を本サービスへ再登録することもできない。また、マイキープラットフォームにおいて、自らが本事業で利用するキャッシュレス決済サービスとして PASMO 以外の決済サービスを改めて登録することはできない。
4. 第 10 条に定めるサービス実施期間中であって、かつ本登録後に登録 PASMO の交換が発生した場合、当該期間中のポイントは自動的に引き継がれる。
5. 本サービスの還元期間中に還元前の登録 PASMO の交換による PASMO マイナポイントの引継ぎが発生した場合、当該還元期間終了後に改めてメールで加算される PASMO マイナポイントと還元方法を通知する。

PASMO マイナポイント譲渡及び合算の禁止

第16条 会員は、加算された PASMO マイナポイント又は加算予定の PASMO マイナポイントを他人に譲渡、貸与し、又はこれらに担保を設定する

ことはできない。また、会員は、他の会員に加算された PASMO マイナポイント又は加算予定の PASMO マイナポイントを譲り受け、又は借り受けることはできない。

2. 会員は、他人に代わって PASMO マイナポイントの加算又は還元を受けることはできない。また、会員は、会員に代わって他人に PASMO マイナポイントの加算又は還元を受けさせることはできない。
3. 会員本人、他人に関わらず、複数の PASMO の PASMO マイナポイントを合算することはできない。

禁止事項

第17条 会員は次の各号に掲げる行為（それらのおそれのある行為を含む。以下同じ。）を行ってはならない。

- (1) PASMO ID 番号、パスワードその他登録した情報を不正に使用する行為
- (2) 第 7 条第 1 項に定める PASMO ID 番号その他当社が会員情報として必要と定めた事項について虚偽の登録を行う行為
- (3) 第三者又は当社の財産権、知的財産権、信用、名誉、プライバシー、その他の権利を侵害する行為
- (4) 犯罪行為その他法令に違反する行為
- (5) 公序良俗に反する行為
- (6) 当社に対して脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
- (7) 偽計又は威力を用いて当社の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
- (8) 本規則又は PASMO 取扱規則等の当社が定める規則に違反する行為
- (9) 本サービスに関する WEB サイト等のサーバーへの不正アクセスや本サービスの誤作動を誘引する行為
- (10) 本サービスに関する WEB サイト等を通じて、コンピュータウイルス等の有害なプログラムを送信・流布する行為
- (11) 当社の承認なく、本サービスに関する WEB サイト等を通じて、若しくは関連して、営利を目的として行われる行為、又はその準備を目的とする行為
- (12) 他の会員になりすますその他の正常でない方法で PASMO マイナポイントの加算又は還元を受ける等本サービスの運営を妨げる行為
- (13) その他、当社が本サービスの会員として不適切であると判断する行為

不当な取引の禁止

第18条 会員は次の各号に掲げる行為（以下「不当な取引」という。）を行ってはならない。

- (1) チャージが取消、解除その他の事由により存在しなくなった、又本サービス以外のポイントによるチャージ等本サービスの対象外取引であるにも関わらず、会員又は他者が本サービスにおける本事業に基づく利益を得ること
- (2) その他マイナポイント事務局が、補助金制度の趣旨に照らして不当であると判断する取引

退会

第19条 会員は、当社指定の方法によりいつでも退会をすることができる。退会後は、本規則に基づく会員資格が喪失され、本サービスの利用ができなくなる。なお、退会までに会員が本サービスにより加算された PASMO マイナポイントの還元を受け取っていない場合、当該 PASMO マイナポイントは無効とし、還元は行わない。

2. 会員は、本登録以降に本サービスの会員から退会した場合、再度本サービスに会員登録をすることはできない。また、マイキープラットフォームにおいて、自らが本事業で利用するキャッシュレス決済サービスとして PASMO 以外の決済サービスを改めて登録することもできない。

会員資格の喪失

第20条 当社は、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、会員の資格を停止し、又は喪失させることができる。また、当社は、会員が次の各号のいずれかに該当する疑義があるとき、当該疑義が解消されるまでの間、会員資格を停止することができる。なお、会員資格を喪失した場合、資格の喪失と同時に、当社は本サービスにより加算された PASMO マイナポイント及び加算予定の PASMO マイナポイントについて無効とし、また、当該 PASMO マイナポイントの還元は行わない。この場合の再加入等については前条第 2 項を適用する。

- (1) 会員が第 17 条各号に掲げる行為を行ったと当社が判断した場合
- (2) 会員について会員の責めに帰すべき不当な取引が発生した場合
- (3) マイナポイント事務局から指示があった場合
- (4) 本規則又は当社が別に定める規約等に違反した場合
- (5) 会員が登録 PASMO を払いもどした場合、登録 PASMO が無効となった場合、その他登録 PASMO が利用できない状態となった場合
- (6) 会員が反社会的勢力であることが判明した場合（過去 5 年以内に構成員だった場合を含む）
- (7) 会員が死亡した場合
- (8) その他、当社が会員として不適格であると判断した場合

サービスの変更・中断・中止

第21条 次の各号のいずれかに該当するときは、当社は本サービスを変更・中断・中止することができるものとする。

- (1) 疫病、天災、停電、通信事業者の通信設備異常、コンピュータシステム異常等の不可抗力により PASMO の取扱い又は本サービスの継続が困難であると当社が認めた場合
- (2) 総務省が本事業の変更、中断又は終了を決定した場合
- (3) 当社が本事業に参加しないこととなった場合
- (4) その他、やむを得ない事情により当社が PASMO の取扱い及び本サービスの変更・中断・中止を必要と判断した場合

2. 前項に基づく本サービスの変更・中断・中止に起因して生じた会員の損害について、当社はその責めを負わない。

問合せ窓口

第22条 本サービスについての問合せ、相談は、当社の WEB サイト等のほか、コールセンターにて受け付ける。

個人情報の収集・利用・提供

第23条 次の各号に定める、会員登録時及び会員登録後に取得した会員の個人情報は、当社が管理する。

- (1) PASMO ID 番号、氏名、住所、電話番号、アドレス等、会員が登録申込時に届けた事項及び入会後に届けた事項
- (2) 本サービスの実施期間中のチャージに関する履歴（チャージ日時、チャージ場所、チャージ金額、決済手段等に関する情報を含む）等の情報
- (3) PASMO マイナポイントの加算、還元にかかる情報
- (4) 会員からのお問合せ等により、当社が知り得た情報

2. 当社は、前項に定める会員の個人情報を以下の目的で利用する。
 - (1) 本サービスの実施・改善（お問合せ対応、当社から会員に連絡する必要がある場合の連絡先の確認及び本人確認を含むがこれらに限られない。）
 - (2) 当社及び PASMO 取扱事業者が行う PASMO にかかわるサービスの実施及び改善
3. 当社は、第 1 項に定める会員の個人情報を、本サービスを実施するにあたり必要な期間保管する。なお、当該保管期間終了後は、当該情報（PASMO 取扱規則等の当社が定める規則により取得・管理する情報を除く。）を速やかに削除する。
4. 当社は、第 1 項に定める会員の個人情報を、第 2 項の範囲内で PASMO 取扱事業者に知らせることがある。
5. 当社は、第 1 項に定める会員の個人情報を、本サービスを実施するにあたり必要な範囲内で当社が業務を委託する委託先に提供することがある。
6. 会員について会員の責めに帰すべき不当な取引が発生し、もしくは不当な取引が発生した疑いがあると当社が判断した場合、当社は、当社が当該判断をした事実のほか、会員の氏名、生年月日、電話番号、住所、PASMO ID 番号その他会員を特定するために必要な情報を、マイナポイント事務局、本事業の登録決済事業者及びその委託先に提供する。
7. 本サービスに関する情報を市場調査その他の調査研究のため、個人を特定しない統計情報の形で利用することがある。

免責事項

第24条 当社の故意又は重過失による場合を除き、システムの不具合その他本サービスに起因して発生した会員の損害について、当社はその責めを負わない。

2. 受け取り窓口の対応時間外等により、やむを得ず受け取りができない場合に発生した会員の損害について、当社はその責めを負わない。
3. 会員がマイキープラットフォームで設定・入力した申込内容等に不備があり、本サービスを受けられないなど、会員に発生した損害について、当社はその責めを負わない。

損害賠償

第25条 会員は、次に掲げる場合、国、マイナポイント事務局又は当社に生じた一切の損失を直ちに賠償しなければならない。

- (1) 会員が第 17 条各号に掲げる行為を行ったと当社が判断した場合
- (2) 会員について会員の責めに帰すべき不当な取引が発生し、もしくは不当な取引が発生した疑いがあると当社が判断した場合又は当社がマイナポイント事務局から通知を受けた場合
- (3) その他会員が本規則又は当社が別に定める規約等に違反した場合

準拠法・裁判所

第26条 本規則の成立、効力、履行及び解釈にあたっては日本法に準拠するものとする。また、本サービスに関連して、当社と会員との間で生じた紛争については訴額に応じて東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

付則・改定履歴

(施行・有効開始日)

本規則は、2020年6月23日より有効とする。

(付則)

1. 2020年8月28日 一部条文の変更、施行。

(1) 変更 第5条、第15条 (PASMOの発行替え開始に伴う記載変更)

2. 2020年10月6日 一部条文の変更、施行。

(1) 変更 第5条、第15条 (Apple PayのPASMO運用開始に伴う記載変更)